

大分大学医学部附属病院総合患者支援センター細則

平成28年9月27日全部改正
平成28年医学部附属病院細則第4-21号

大分大学医学部附属病院地域医療連携センター細則（平成21年医学部附属病院細則第4-4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、地域医療機関と患者情報を共有し、多面的な視点で患者中心の医療体系を提供することを目的として設置する大分大学医学部附属病院総合患者支援センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

（業務）

第2条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 患者療養の支援に係る次に掲げること。
 - ア 入退院時の患者情報の収集及び診療科等と学外の医療機関等との連絡調整等
 - イ 病床の運用管理
 - ウ 患者、家族等の医療相談、医療福祉相談及び心理相談
 - エ 患者の栄養管理、薬剤管理及び日常生活活動に係る支援
- (2) 地域との連携に係る次に掲げること。
 - ア 地域の医療機関、福祉関係機関等との医療及び福祉の連携
 - イ 地域包括ケアの推進に資する活動
 - ウ 地域への医療に係る情報発信及び情報収集
 - エ 大分県内の医療機関等の医療情報ネットワークの受付
- (3) 患者の外来受付、入退院時における手続等に係る次に掲げること。
 - ア 学外の医療機関等からの紹介患者受付及び受入れに関する診療科等との調整
 - イ 患者の入退院受付

（センター長）

第3条 総合患者支援センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を総括し、職員を指揮監督する。

（副センター長）

第4条 総合患者支援センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

（センター長補佐）

- 第4条の2 センター長が必要と認める場合は、センター長補佐を置くことができる。
- 2 センター長補佐は、センター長から指示を受け、業務を補佐する。
 - 3 センター長補佐は、センター担当の看護師長、副看護師長又は看護師のうちからセンター長が指名する者をもって充てる。

（部門）

第5条 センターに次の各号に掲げる部門を置く。

- (1) 患者サポート部門
 - (2) 地域連携推進部門
 - (3) 受付部門
- 2 前項各号に規定する部門に関し必要な事項は、別に定める。

（運営会議）

第6条 センターの運営に関する事項を審議するため、総合患者支援センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

2 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 各部門長 3人
- (4) 病棟医長又は外来医長 若干人
- (5) 医療情報部長
- (6) リハビリテーション部の職員 若干人
- (7) 薬剤部の職員 若干人
- (8) 副看護部長又は看護師長 若干人
- (9) 医事課長
- (10) 医事課栄養管理室の職員 若干人
- (11) その他センター長が必要と認める者

3 前項第4号、第6号から第8号、第10号及び第11号の委員は、病院長が指名する。

4 第2項第4号、第6号から第8号、第10号及び第11号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第2項各号に掲げる者のほか、センター長補佐を置いている場合は、センター長補佐を委員として加える。

7 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

8 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する副センター長がその職務を代行する。

9 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

10 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成28年10月1日から施行する。

2 第6条第2項に規定する委員の最初の任期は、同条第4項の規定にかかわらず平成30年3月31日までとする。

附 則（平成28年医学部附属病院細則第1-6号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第1-5号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年医学部附属病院細則第4-8号）

この細則は、令和4年6月22日から施行する。

附 則（令和7年医学部附属病院細則第1-3号）

この細則は、令和7年4月1日から施行する。